

橋本市選挙管理委員会告示第 48 号

橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和 7 年 9 月 18 日

橋本市選挙管理委員会
委員長 島野 勝義

橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営
に関する規程の一部を改正する告示

橋本市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程(平成 21 年選挙管理委員会告示第 6 号)の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 9 月 18 日から施行する。